

各指定障害児入所施設管理者  
各指定児童発達支援事業所管理者  
各指定放課後等デイサービス事業所管理者  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

保育士特定登録取消者管理システム説明会について（周知）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記の件につきまして、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡および説明会開催案内がありましたので、お知らせします。

児童福祉法第18条の20の4において、「国は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報に係るデータベースを整備すること」、「都道府県知事は当該情報をデータベースに迅速に記録すること」、「保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときはデータベースを活用すること」等が定められています。

これを踏まえ、現在、こども家庭庁においては令和6年4月1日からの本格運用に向けて、「保育士特定登録取消者管理システム」（以下、「システム」）の構築が進められており、当該システムを活用することとなる対象施設・事業所として、障害児入所施設、児童発達支援事業所（センターを含む）及び放課後等デイサービス事業所が含まれています。

該当する各施設・事業所におかれましては、別添事務連絡に記載の説明会概要を確認のうえ、ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、本説明会はアーカイブ配信が予定されていることから、当日ご参加が難しい場合には後日ご視聴いただくことも可能であることを申し添えます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		